

地域特性からみる男女共同参画社会形成に向けての課題

—— 視点の所在 —— (第1報)

山田知子*

はじめに

今日、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」¹⁾である男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題の1つとして位置付けられている。少子・高齢化が一層進展する中で、家族・職場・地域社会といった男女を取り巻く生活環境変化に対応していくためには、男女が互いに人権を尊重し合い、社会的・文化的に形成された性差(ジェンダー)にとらわれることなく、それぞれの個性や能力が十分に発揮できる自己実現可能な社会でなくてはならない。

しかし我が国の現状は、とりわけ家事・育児・介護における性別偏差は未だなおも残存し、「男性は外で仕事、女性は家庭で家事・育児」といった固定的性別役割分業を払拭することの困難さに対する指摘も多い。これらは、従来の社会構造における制度や慣行が及ぼしてきた影響力に起因するところが大きく、従って性・年齢・生育環境・地域社会といった属性により格差が顕著に現われる領域でもある。加えて今日、地域における家事・育児・介護等に対する福祉支援ニーズも極めて多様化しており、今後住民の意見を反映できる実効性ある男女共同参画社会を形成していくには、地方分権社会の形成との連携の中で、「地域福祉」の向上を目的とした、地域の特性・実状に応じた地域住民の生活の場を基盤とするボトムアップ的施策の展開が求められてこよう。

本研究では、今後の国・都道府県・市町村レベルでの男女共同参画(基本)計画策定をはじめとする一連の施策展開に、「地域特性」を視点に置くことの意義と課題についての考察を行うことを目的としている。まず第1報として視点の所在について述べる。

1. 男女共同参画社会形成に向けての取り組みの動向

(1) ジェンダーエクイティへの関心の高まり

そもそも女性学「Womens Studies」が、従来の男性主導であった学問領域を女性の視点から捉え直そうとする学際的研究領域として1970年代に登場したのは、1960年代後半のアメリカで起きたウーマンリブ運動が契機となっている。「全ての市民平等を求める公民権運動の1つとして、女性解放運動の中から生まれた新しい学問であり、女性も人間として人間らしく生きる」²⁾ことが目標であり、それは「女性が『産む性』としての役割だけを担うのではなく、直接社会に参加する機会をもち、自己実現を伴う生きがいのある生活を送りながら社会に役立つ生き方をする」³⁾を意味するものであった。国連婦人の10年(1976-84)を契機として、我が国においても1970年代後半以降、日本女性学研究会(1977)、日本女性学会(1979)などをはじめ、各大学・短大、社会教育施設で女性学講座が顕著に採り上げられるようになる。例えば国立婦人教育会館においては1980年から女性学講座が開催され、1983以降のメインテーマは「性別役割の固定化・流動化」であったという。女性学に関連する科目を開講した大学数は当時、1983年から1992年の10年間で、75校から268校、開講科目数は94から512へといずれも4~5倍の増加をみせている。

さらに1970(昭和45)年当時が、我が国の「家族」の変化を示す大きな転換期であったことも注意すべきである。例えば、合計特殊出生率が人口置換水準の2.08を切り、2レベルから1.91となったのが1975(昭和50)年、老年人口比率が7%を超え高齢化社会の仲間入りをしたのも1970(昭和45)年、出生率の低下と核家族の増加により、一世帯平均人員数が4人を切り(昭和32年まで5人レベルを維持、以降4人レベル)3.69人

*生活学科

を示したのも1970年である。

高度経済成長期以降のサラリーマン化に伴い、家庭内での生産と消費の分離により性別役割分業が定着し、いわゆる「専業主婦」を生み出したが、以降出生率の低下と平均寿命の伸びは、ライフサイクルの変化（子育て期間の縮小と子育て後期間の長期化）をもたらし、一方で技術革新による家庭電化製品等の普及は家事労働の時間的・肉体的負担を大幅に軽減させてきた。加えて1975年以降は女性の高学歴化や就業意識の高まり、さらにはそれまでの能率主義の偏重から個性や多様なライフスタイルの選択といった価値意識への転換がプッシュ要因となり、とりわけ主婦にとっては就労・学習・社会的活動・ボランティアなどに自己実現の欲求を投影できる「ゆとり」が持てるようになったのである。そこに「産まない性」である男性中心の社会構造がもつ女性への不合理性に、女性自らが覚醒するに至った経緯がある。

またその一方で、我が国の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは国際婦人年(1975)以降、国連を中心とする「平等・開発・平和」という目的達成のための一連の女性地位向上運動の動きに合わせ推進を図ってきた。

「国連女性の10年」の最大の成果と称される「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が我が国では1985（昭和60）年に批准される。

ここではそれまでの締結された条約と異なる論点として、

- ① 女子に対するいかなる形態の差別を包括的に禁止すること
- ② 社会及び家庭における男女の伝統的役割分業を解消し、出産機能が差別の原因とならないよう家事・育児を男女共同の責任とすること
- ③ 差別を禁止する法律をつくったり修正するだけでなく、既存の慣習や文化の分野においても女性の十分な発展向上を確保するための適切な措置をとらねばならないこと

が挙げられ⁴⁾、男女平等実現のための一般規定としての役割を担ってきた。

次いで1986（昭和61）年、男女雇用機会均等法施行、1987（昭和62）年、「2000年に向けての新しい国内行動計画」のテーマには「男女共同参加型社会の形成を目指す」が掲げられた。1996（平成8）年には「男女共同参画2000年ビジョン及びプラン」が発表され、ここにおいて男女共同参画という新たな概念の下に、あらゆる分野における社会制度や慣行を男女平等の視点から見直すことを重視することが強調されている。「プラン」では4つの基本目標として、

- ① 男女共同参画を推進する社会システムの構築
- ② 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

③ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

④ 地域社会の「平等・開発・平和」への貢献

を提示している。とりわけ①はそれ自身が重要な施策であるとし、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」と「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」を重点項目とした。またその取り組みを総合的にかつ効果的に推進するための基本的な法律についても言及しており、これを受けて1999（平成11）年に男女共同参画社会基本法の公布・施行に至っている。なお同年は改正男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の施行、労働基準法改正と続き、ジェンダーエクイティの実現に向けて、社会システムの変更を大きく迫る年であったといえる。

(2) 男女共同参画社会基本法をめぐる基本的考え方

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会形成についての基本理念、

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

を定めた上で、国・地方公共団体・国民のそれぞれの責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるところに目的がある。「男女共同参画社会形成の促進のために積極的改善措置を含む施策を総合的に策定・実施する」「苦情処理や被害者の救済を図るために必要な措置をとる」ことを国に義務づけ、国に対しては男女共同参画基本計画、都道府県に対しては地方公共団体の区域の特性に応じた男女共同参画計画を定めることを責務として義務づけている。

平成8年の男女共同参画ビジョン及びプラン策定後の「国内外の状況の変化」を念頭に置き、平成12年9月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21世紀の最重要課題－」では、「状況の変化」を

- ① 少子・高齢化
- ② 家族や地域の変化
- ③ 経済の構造変化
- ④ 高度情報通信社会の促進
- ⑤ 国際的な動向

として採り上げ、とりわけ①では少子化が進む要因の1つとして、経済社会環境変化の中で女性の就業率が高まる一方、仕事と家庭の両立の困難さと高学歴女性が人材として充分活用されていない状況を指摘している。女性にとって働きやすい環境整備は個々の企業にとつ

て中長期的にはプラスに働くとした上で、少子化進行により生産年齢人口（15-64歳）の減少の中、安定した社会保障制度が運営されるためには、就業の場に女性が進出していくことが不可欠としている。高齢化の進展との関連では、高齢社会を支えていくためにも男女共同参画社会形成は必要であるとし「高齢者の生き方に対する年齢のみに基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を単に支えられる側に位置付けるだけでなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として高齢者の役割を積極的に捉える必要がある」として、高齢者の社会参画の機会の提供や環境整備の必要性を指摘している。この考え方は、1999年「国際高齢者年」において国連が提唱した、高齢者のための5原則「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」とも通じており、精神的・経済的・肉体的自立を促進しながら、政策決定への参加や若年世代との交流の場への参加、潜在的可能性の発揮を目指す高齢者像が求められ、併せて高齢化がもはや高齢者のみの問題ではなく多次元・多分野・多世代にわたる問題として、幅広い世代で課題解決しながら社会を支えていくことが、また男女共同参画の理念及び基本的方向に繋がることを示唆するものである。

また②の家族や地域の変化については、近年の家族形態や雇用システムの変化、ライフスタイルの多様化に伴い、男女がともに個人の生きがいの場として、家庭・職場・地域がバランスをとって展開していくことが必要とされている。そしてこのような動きは新しい家族像及び個人の尊重の上に家族が成立する社会の構築に繋がると指摘している。またNPO法制定など個人の自発的意思による個と個との様々なネットワーク活動が活発化しており、地方分権の進む社会の中で地域の状況や特性を生かした形で、それぞれ主体的に男女共同参画社会形成に取り組むことが期待されている。さらに産業構造の変化及び人口移動が、伝統的地域社会を崩壊・弱体化させコミュニティ意識の希薄な地域を輩出させてきたと指摘し、今後は多様なライフスタイルをもつ住民を包括でき、家庭内外の問題に対して対応力・補完力のある男女共同参画型のコミュニティの創出を緊急課題としている。

男女共同参画社会形成に向けて、国・地方公共団体・国民のそれぞれの主体が基本法の理念を踏まえ、それぞれの責務を果たしていくことが重要であり、とりわけ住民にとって身近な行政を担う地方公共団体や、独自の視点に立って自発的活動を展開するNGOの取り組みが重要な意味をもつものとし、「地域」に重点を置いた指摘を見せている。

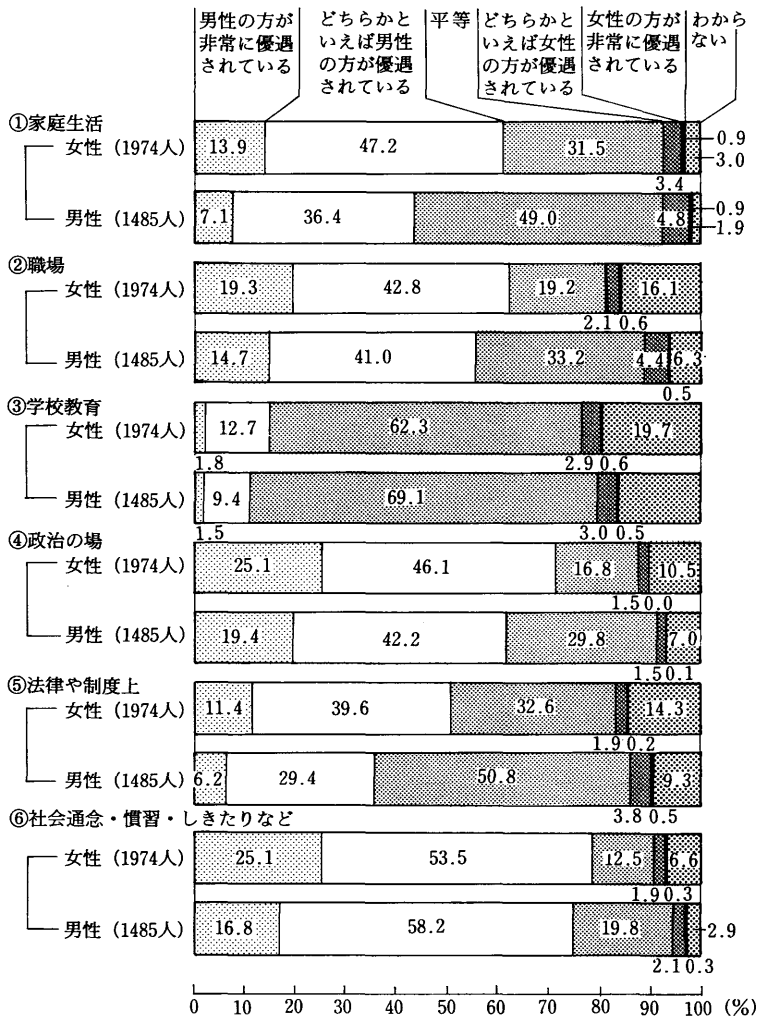
2. 家事・育児・介護領域におけるジェンダーバイアスの現状

図1の総理府による「男女共同参画に関する世論調査」（平成7年）によれば、各分野における男女の地位の平等感は「学校教育の場」を除く領域で、男性優遇とする率は過半数に至っている。いずれの領域においても女性優遇とする率は5%にも満たない。とりわけ個人の意思決定過程の要因となりやすい「社会通念・慣習・しきたり」では男女とも80%近い率を示している。またどの分野でも男性優遇とする率は、女性の方が高率で、男女の地位の平等感については性別による認識の開きがみられる。しかし「社会通念・慣習・しきたり」ではそれが3.6ポイントの開きであるのに対し、「家庭生活」では17.6ポイントと、客観的判断では不平等を認識しながらも実生活レベルではそれを感じ得ない男性像が伺える結果となっている。

また図2「男性が優遇されている理由」では、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが強いから」とする回答が最も高く、次いで「仕事優先・企業中心の考え方が根強いから」と、社会制度の変革と合わせ潜在的意識の改革の必要性、しかもそれを家庭生活や地域といった身近なレベルからの見直しが問われていることを示唆している。

国・地方公共団体の政策・方針決定過程への男女共同参画については、平成10年総理府「男女共同参画社会に関する有識者アンケート結果」でも、男女共同参画をまず実現すべき分野として、審議会等への女性委員の登用などとする回答が46%と最も高率であった。国連では1990年に採択した「ナイロビ将来戦略勧告」の中で、意思決定レベルの地位における女性比率を1995年までに30%にするという国際的目標が提示されているが、国レベルでは2000年に「女性比率20%」を達成している。しかし図3が示すように、中国地方5県と広島市平均をみると、各自治体とも女性委員の登用率は前年度を上回っているもののトップの広島県と最下位の島根県とは4ポイントの開きがみられ、さらに「女性委員ゼロ」の比率は全体で15%であるのに対し島根県では27.8%と地域間格差が表れている。また女性が登用される委員会も、消費者問題や教育の分野に偏る傾向がみられ、団体の長・役職への任命方式の見直しも今後の課題に挙げられている。

次いで図4は男性の家事参加度を国別に示している。男性の家事参加等に費やす時間が、女性のそれと同じ場合には100%として表れる。日本では諸外国に比べ男性の家事等に費やす時間は極めて低く、特に保育よ



資料：総理府「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年7月調査)

図1 各分野における男女の地位の不平等感

出典「統計にみる女性の現状」p.112

りも家事・介護領域で顕著である。1995年のNHK国民生活時間調査結果では、男性の家事に費やす週あたりの時間は、炊事14分(アメリカ2時間41分){以下()内アメリカ)、掃除・洗濯21分(3時間9分)、保育28分(1時間24分)、買物56分(2時間13分)である。

少子・高齢化が進み、寝たきり・痴呆性高齢者の増加に伴い、介護領域についてはジェンダーバイアスの見直しは急務である。要介護高齢者の急増は、また介護者人口の増加をも意味している。図5、6の通り、親や配偶者等の介護は家族・親族を前提とする率は80%を占め、高齢者層では「家族・親族で面倒をみるべき」が50%近い。さらにその主な介護者は妻・長男の妻(嫁)・長女の3者で約75%を占めているのが現状

であり、男女共担の困難性から言えば、極めてジェンダーの関与領域とみることができよう。しかも平成7年厚生省「国民生活基礎調査」では、寝たきり期間別にみた65歳以上の寝たきり者比率は介護期間3年以上が最も高率で49%であった。先の見えない労働を1人で負担しなければならないという孤独感・不安感・閉塞感・不満感などの精神的ストレスや、重労働からの肉体的負担等、介護者サポートに対する施策や配慮も課題となっている。

女性が働き続けるための障害としても、「育児や老人・病人の世話」の占める割合は高く、子供や高齢者を抱えた男女が就業も継続しながら、あるいは安心して積極的に休業をとり職場復帰できるための環境整備が求められよう。

平成11年は改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法と並んで育児・介護休業法の一部改正が施行され、それぞれ1995、1999年より全事業所にその導入が義務付けられた。しかし1999年広島県による「働く男女の雇用環境実態調査」結果によれば、その制度規定の整備状況は「規定あり」の回答率は育児休業53.7%、介護休業34.2%に止まり、「規定なし」はそれぞれ27.5%、41.7%であった。周知

状況についても図7のように、「内容は知らないが聞いたことがある」がそれぞれ半数を占めている。2法を比較し「内容も含めて知っている」女性従業者は23ポイントの開きがみられ、介護休業制度の周知度が低いことが分かる。また利用希望者は育児休業に対しては育児期間にあたる当該年齢をピークに年齢のばらつきがみられるが、介護休業は性別・年齢別に関わりなく70~80%と高率であるにもかかわらず、利用者は育児休業で女性68.7%男性1.5%、介護休業で女性4%男性1%である。「制度を利用しない理由」には性差が表れており、男性では「子供の世話(介護)をしてくれる人がいるから」「休業中の収入が減少する」、女性では「上司や同僚への気兼ねがあるから」「復帰後

同じ仕事に就けるか不安だから」「会社の制度が未整備、申請し難いから」が上位に上がっている。他の労働者の負担増、代替要員の配置の困難性についての課題は、「2000年プラン」の中でも「代替要員に関わる労働者派遣事業の特殊制度」の適正運営が対策として採り上げられている。しかし女性自身にも、夫が育児休業を取ることに「抵抗がある」「仕事に専念してほしい」「夫の出世に影響あり」として44%に及ぶ否定的意見がみられたのも課題として残る。

2000年答申では、仕事と家庭の両立を容易にできるよう育児・介護休業制度の定着、促進、充実及び休業給付の拡大、円滑な職場復帰への支援等についての検討を求めている。同時に在宅ワーク、テレワーク、SOHO (Small Office Home Office) 等の働き方の普及も模索している。

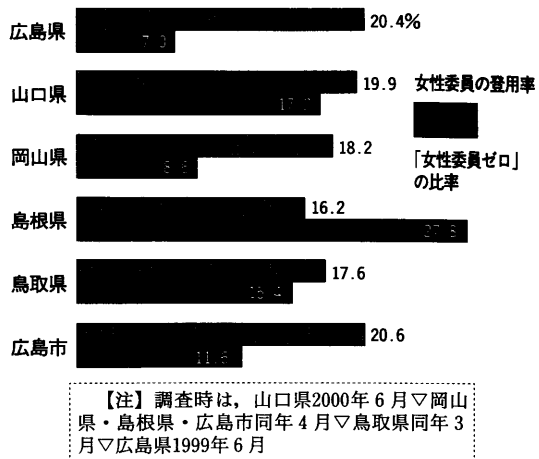
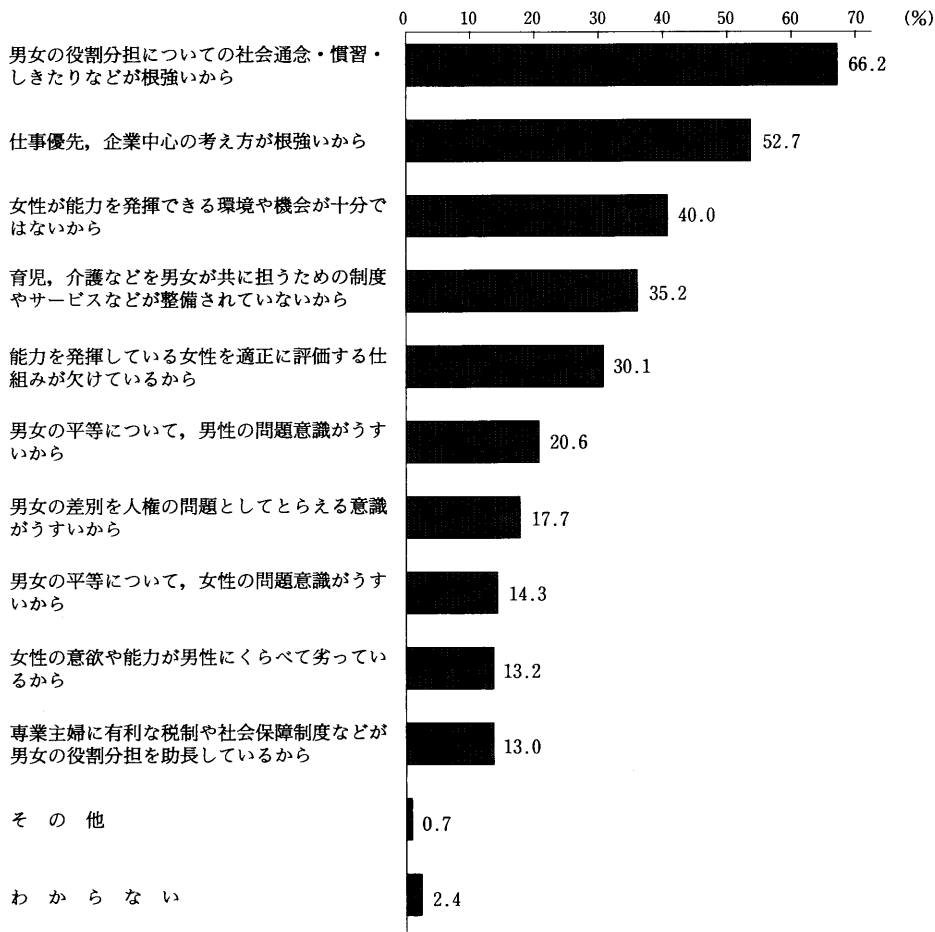


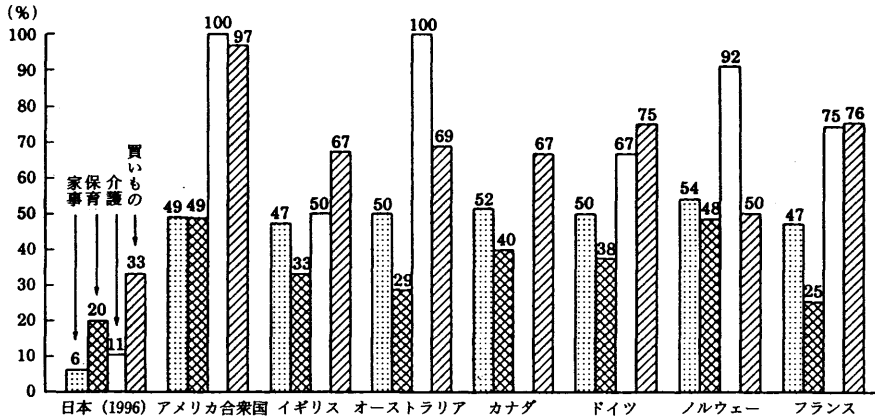
図3 中国5県と広島市の審議会などの女性参画度
出典) 中国新聞掲載記事 2000



(社会全体でみた場合に男性の方が優遇されていると答えた者に、複数回答)

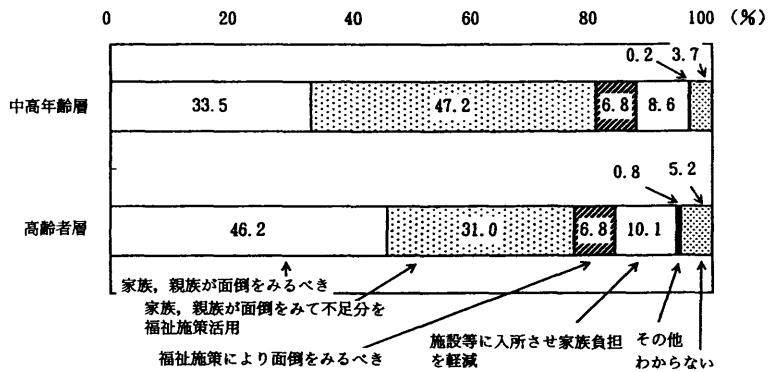
図2 男性が優遇されている理由

出典) 「男女共同参画2000年プラン&ビジョン」 p.198



資料：UNDP “Measures of unrecorded economic activities in fourteen countries” 中データ及び
 総務庁「社会生活基本調査報告」（平成8年）により作成。

図4 国別男性の家事参画度
 出典)「男女共同参画白書」p.46



資料：総務庁長官官房高齢社会対策室「中高年齢層の高齢化問題に関する意識調査」（平成10年）
 (注) 対象は、中高年齢層は全国40～59歳の男女、高齢者層は全国60歳以上の男女

図5 親や配偶者などの介護
 出典)「高齢社会白書」p.75

世帯員	66.8%	世帯員又は世帯員以外の親族	100.0%
世帯員以外の親族	5.5%		夫 (5.0)
病院・診療所の職員	16.4%	妻 (31.6)	
その他	5.6%	長男 (4.4)	
不詳	5.7%	長男の嫁 (27.6)	
		長女 (15.5)	
		長女の夫 (0.3)	
		長男以外の息子 (1.2)	
		長男以外の娘 (4.5)	
		その他 (9.3)	
		不詳 (0.5)	

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態社会経済面調査」（平成7年度）

(注) 65歳以上の死亡者の主な介護者

図6 高齢者の主な介護者

出典) 図5に同じ

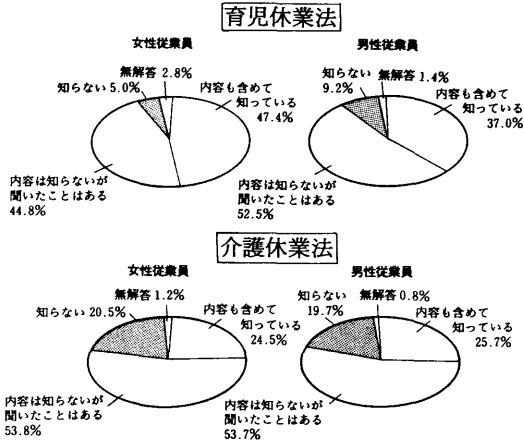


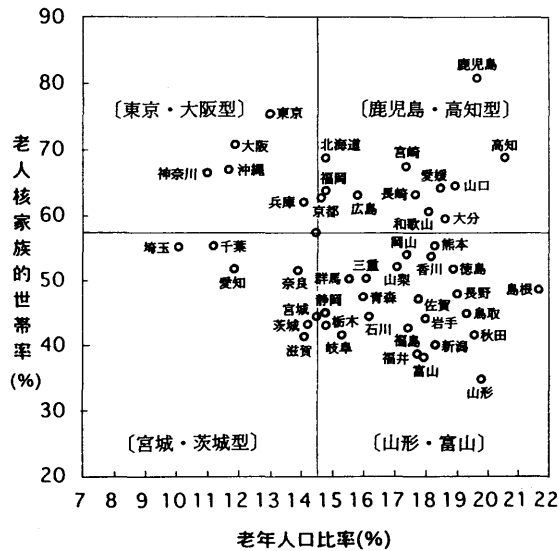
図7 育児休業法・介護休業法に対する周知状況
出典) 広島県商工労働部「男女がともに働きやすい職場環境をめぐして」

3. 少子・高齢化の地域別差異からみる「地域」視点導入の意義

少子・高齢化の進展という社会の急速な変化との関わりにおいて、男女共同参画社会形成を模索していく必要性が求められていることは1で述べた通りである。少子・高齢化は、我が国では高度経済成長以降における出生率の低下と平均寿命の伸びといった自然人口動態の変化によってもたらされたものである。また人口移動という社会人口動態の変化も、とりわけ地域の高齢化に視点

を当てると大きな要因となる。高度生産技術革新及び生産量の増大といった「工業化」による第1次産業から第2・3次産業への産業構造の移行は、産業形態の多様化、地方圏から都市圏へのとりわけ若年層を中心とした大規模な人口一極集中をもたらし、その結果として過疎・過密地域の人口高齢化の格差を拡大させ核家族・小規模世帯化へと導いた。加えて女性の高学歴化や社会進出による「結婚の機会費用の拡大」、結婚に対する社会的圧力の減少、女性の結婚観の変化などによる未婚率の増加、晩婚・晩産化が合計特殊出生率の低下をもたらした。

このように地域による「家族」「地域社会」をめぐる生活環境の条件格差は広範に拡大しつつある。例えば嵯峨座は、「65歳以上の高齢者のいる世帯」のうちで「単独世帯」「夫婦のみの世帯」「夫婦(又は片親)と未婚の子女のみの世帯」を合計した割合である「老人核家族的世帯率」と老年人口比率との相関図を作成し、図8のように47都道府県を①鹿児島・高知型(老年人口比率・老人核家族的世帯率ともに高)②東京・大阪型(老年人口比率低・老人核家族的世帯率高)③山形・富山型(老年人口比率高・老人核家族的世帯率低)④宮城・茨城型(老年人口比率・老人核家族的世帯率ともに低)の4類型に分類している。過疎地域における高齢者の単独世帯、夫婦のみの世帯への生活支援課題の緊急性は、「鹿児島・高知型」に属する県に多いということが明らかである。図説高齢者白書ではこの点を、隠居制を伴う核家族が比較的多い「西南型」



資料：総務庁統計局「国勢調査報告」より作成。

図8 老人人口比率と老人核家族的世帯率の地域差 (1995)

出典)「人口高齢化と高齢者」p.98

地方と、直系三世大家族が多い「東北型」地方との伝統的文化形態から生じるものと分析している。全国に共通して捉えられがちな少子・高齢化の要因とその変化の現象が、実は地域固有の社会的・文化的条件によって変化の速度や方向に差異を生じさせ、それが「地域特性」として住民の価値意識や行動、生活環境に地域格差を生んでいる点は見逃してはならない。

1998年の国土庁による報告では、国土をめぐる諸状況の大転換の1つとして人口減少・高齢化を挙げており、既に中山間地域では地域固有の文化継承が困難になるなどの問題が多く引き起こされており、今後の国土政策・地域政策は地域問題を見据えた上で検討すべきとしている。さらに地域別人口フレームをより精緻化する目的で婚姻・出生動向の地域格差の分析を行っている。その結果によれば中国地方の特色は全体的に、全国平均より高出生力であり少子化進行が遅いという。しかし中国地方における中山間地域の市町村占有率は77%であり全国の55%を大きく上回っている上、中山間地域における人口減少・高齢化はよりミクロな集落レベル等の個々の小地域単位で多様化している。そこで国土庁が国勢調査データに基づいて算出した、平均初婚年齢（SMAM）と有配偶出生力（CMWR）をさらに県内市町村別にプリントしてみると図9、10のようになる。併せて過疎地公示市町村（図11）、市町村別在宅高齢者比率（図12）をみると、県内86市町村において多様な少子・過疎・高齢化パターンがみられる。過疎地域と在宅高齢比率は概ね、広島市と三次市、広島市と福山市を結ぶ2つの都市軸の外縁地域（中山間地域・島嶼地域）に高く現われている。しかしそのような地域でも平均初婚年齢、有配偶出生力から見れば、瀬戸田町・宮島町・蒲刈町のように初婚年齢が高く出生力が低い地域と豊平町・吉舎町・神石町のように初婚年齢、出生力ともに低い地域がある。また一方で初婚年齢、出生力ともに高い地域に、広島市・府中町・呉市といった都市地域が挙げられ、都市ほど晩婚化が進み従って出生力が低いとされる一般的認識による方程式とは異なる様を呈している。国土庁の報告の中には、「女性が働き易い地域ほど晩婚化は高いものの、最終的未婚率は低く出生力は結果的に高い」とあり、働き易さ＝結婚し易さ＝子育てし易さに向けた都市型施策の展開が検討可能となる。表1にも示した通り中国地方5県の中で、広島県は島根県に次いで過疎地市町村数占有率が高く60%を超え、当該地域の高齢者比率も高い。しかし一方で県全体の老年人口比率は最も低い数値で現われている。1995年の国勢調査結果では、全国平均は14.6%、広島県は15.8%、広島

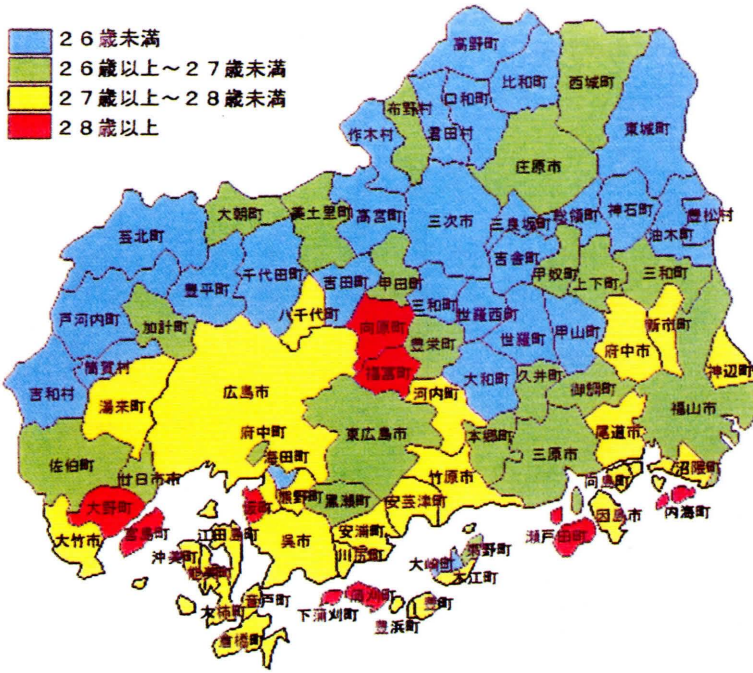
市は11.9%である。つまり地方中枢都市としての広島市、地方中核都市としての福山市、さらには呉市等といった地域と、中山間・島嶼地域との人口構造格差が他県に比較して大きいことを示している。

過疎地域活性化対策研究会による「過疎対策の現況」からも、市町村から挙がる高齢化の問題点として全体では「農村水産業従事者の減少」「市町村財政への負担」「地域社会の活力の低下」が上位ながらも、老年人口比率が30%以上の市町村では特に「集落機能の衰退」を2位に挙げている。全国一律、県一律ではなく、それぞれ市町村における地域固有の諸要因が絡み合っただ複雑なメカニズムで進む様相に対応すべき段階なのである。

4. 地方分権社会・男女共同参画社会形成と「地域福祉」との接点

2000年導入の介護保険制度が、地方分権社会の試金石と称される理由は何であろうか。介護保険制度の特徴は、国民の共同連帯の理念のもとに「家族介護から社会的介護へ」「措置制度から契約制度へ」の転換、さらには保健・医療・福祉分野の連携により身近な地域社会で、高齢者の自立支援を促し、高齢者の介護ニーズに普遍的に応えるシステムづくりである。その導入はまさに地域構成員である住民1人1人が「家族」「地域」を見直し、地域の中で共に高齢者を支える気運を醸成する契機となる。今後、地方分権社会においては地域に生じる多くの生活環境問題解決に向けて住民自らの自主性・自己責任の原則に基づき、参加と共同連帯システムを住民サイドから構築していく必要性が高まる。そしてそこには性別に関わりなくそれぞれの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野において主体的意思決定が可能な、均等に自己実現し合える男女共同参画社会形成への道筋もみえてくる。2000年答申においても「地方分権は地域の決定権の範囲を拡大し、それぞれの地域の創意工夫の余地を広げる改革である。その意味で、住民の地方自治体への主体的な関わりかたはより重要になる。例えば地方公共団体が男女共同参画計画を策定する際には、住民の参画を確保することが重要であり、このことが男女共同参画型の地域づくりの機会を増大する契機となりうる」⁹⁾と提案している。

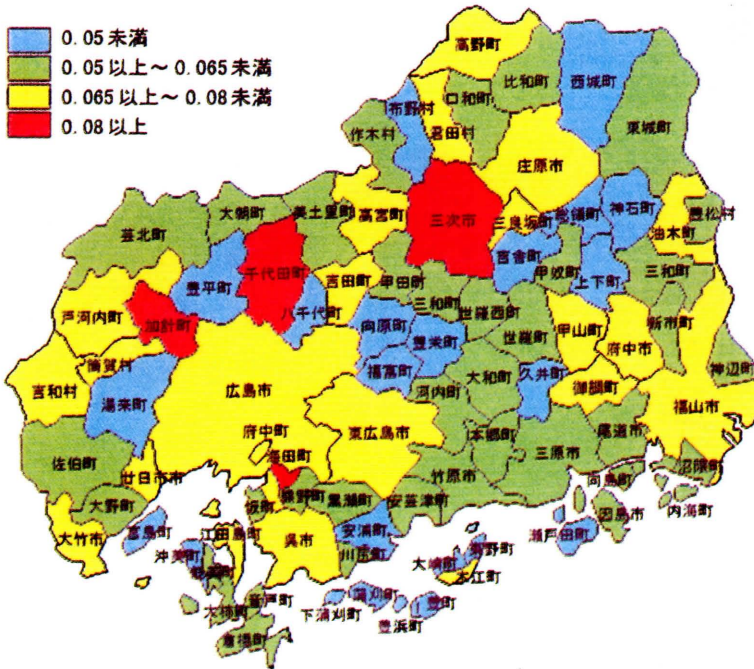
生活環境に対する地域住民による課題解決へのニーズが多様に噴出し、21世紀の自立・共生社会の形成に向けて地域の力量が問われている今日、生活の場と住民主体に着目し、住民の生活者としてのエンパワーメントを追求していこうとする「地域福祉」の視点の導入は不可欠である。環境問題・消費者問題をめぐるネッ



資料：共同研究「地域特性からみる初婚年齢上昇・有配偶出生力低下のメカニズムの解明」より
赤尾泰子・正保正恵・山下美紀・渡辺廣二・山田知子

図9 広島県内における平均初婚年齢 (SMAM)

注) 1995国勢調査より算出した国土庁データに基づき作成



資料：図9に同じ

図10 広島県内における有配偶出生力 (CMWR)

注) 1995国勢調査より算出した国土庁データに基づき作成

表1 中国地方の過疎・高齢化状況

	過疎地域市町村数とその比率	過疎地域の高齢化比率	県全体の高齢化比率	75歳以上の親族がいる世帯率
鳥取	12/39 (30.8)	26.2%	19.3%	20.6%
島根	38/59 (64.4)	28.9%	21.7%	22.4%
岡山	41/78 (52.6)	27.8%	17.4%	16.9%
広島	53/86 (61.6)	28.9%	15.8%	14.2%
山口	28/56 (30.3)	30.3%	19.0%	16.7%

出典) 1995国勢調査より作成

トワーク活動やボランティア、生涯教育活動などの主体的集団による様々なコミュニティ構想が提起され、地域コミュニティ再生の手段として例えばエコマネーと称される地域通貨を導入する取り組みも我が国でも試験的に実施されはじめている。このような動きの中で男女共同参画への展開がなされていくことを期待したい。

引用文献

- 1) 総理府男女共同参画室編「男女共同参画2000年プラン&ビジョン」p.127 大蔵省印刷局 1997
- 2) 3) 富士谷あつ子編「暮らしのなかの女性学」p はじめに ミネルヴァ書房 1992
- 4) 小松満貴子「私の「女性学」講義」p.46 ミネルヴァ書房 1992

- 5) 男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー(答申)」2000

参考文献

- 総理府 男女共同参画社会基本法 1999
 国土庁計画・調整局編「地域の視点から少子化を考えるー結婚と出生の地域分析」大蔵省印刷局 1998
 嵯峨座晴夫「人口高齢化と高齢化」大蔵省印刷局 1997
 過疎地域活性化対策研究会編「過疎対策の現況」丸井公文社 1999
 長嶋俊介編「生活と環境の人間学」昭和堂 2000
 総理府「男女共同参画白書」大蔵省印刷局 1999
 (受理 平成12年10月31日)

Abstract

Problems in the Formation of a Society in Which Males and
Females Can Equally Participate, from the Viewpoint of Regional Characteristics
— Clarification of the Viewpoint — (Part 1)

Tomoko YAMADA*

To realize a society in which males and females can equally participate, it is obvious that males and females should abolish the conventional, fixed ideas about gender roles and establish a good rapport with each other, sharing profits and responsibilities at home, at work, and in the community as equal members of society.

However, there is a big difference in the influence of social systems and customs in each region of Japan. In addition, with changing family and community styles, needs and problems have arisen in regard to such tasks as housework, childcare, and tending to sick family members.

Therefore, with the advancement of a decentralized society, it is important to consider what measures should be taken in view of the characteristics and the actual circumstances of a community. Furthermore, the residents must have a positive attitude toward participation in the community.

(Received October 31, 2000)